



山形県公報

平成31年4月2日(火)
第3033号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(地域福祉推進課) ……347
- 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……352

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……353
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(農業技術環境課) ……360
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(河川課) ……361

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形海区漁業調整委員会委員選挙関係告示の廃止……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……363
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) ……364
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……367
- 同……………(同) ……369
- 同……………(同) ……370
- 同……………(同) ……372
- 同……………(同) ……373
- 同……………(同) ……375
- 同……………(同) ……377
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(こころの医療センター) ……378

### 正 誤

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和39年4月県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の規定に基づき」を「（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき」に、「の支給」を「及び進学準備給付金の支給」に改め、同項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、同項第23号中「法」を「法第77条の2第1項又は」に改め、同号を同項第24号とし、同項第19号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

（18）法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。

第2条第2項第4号中「法」を「法第77条の2第1項、」に改める。

第22条の3の見出しを「（徴収金支払申出書）」に改め、同条中「徴収金等支払申出書（別記様式第58条の2）」を「徴収金支払申出書（別記様式第58号の5）」に改め、同条を第22条の5とし、第22条の2の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第22条の3 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書（別記様式第58号の2）による。

（進学準備給付金決定通知書等）

第22条の4 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは進学準備給付金支給決定通知書（別記様式第58号の3）により、支給しないこととするときは進学準備給付金不支給決定通知書（別記様式第58号の4）により通知するものとする。

別記様式第58号の2中「生活保護法による徴収金等支払申出書」を「徴収金支払申出書（生活保護法第78条関係）」に改め、同様式を別記様式第58号の5(2)とし、別記様式第58号の次に次の4様式を加える。

様式第58号の2

年 月 日

総合支庁長 殿

申 請 者  
 (特定教育訓練施設に進学する者)  
 進学準備給付金申請書

住所又は居所  
 氏名 印

下記のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

## 記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 特定教育訓練施設に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 進学先  
 特定教育訓練施設の名称 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
  - 特定教育訓練施設進学前の住居と同じ
  - 転居により特定教育訓練施設進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
 居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 添付書類
  - (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
    - イ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
    - ロ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
    - ハ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
  - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
  - (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ (1)から(3)までに掲げる書類を申請時に準備できない場合は、進学する特定教育訓練施設の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付し、後日、特定教育訓練施設に入学する日までにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（特定教育訓練施設に進学する者の口座に限ります。）
  - 金融機関名 \_\_\_\_\_
  - 本・支店名 \_\_\_\_\_
  - 預金種類  普通預金  当座預金  
 (該当する□にチェックを入れてください。)
  - 口座番号 \_\_\_\_\_  
 (カナ)
  - 口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 通帳の写し等上記の本・支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる書類を添付してください。

様式第58号の3

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

## 進学準備給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 支給額 円
- 2 支給日 年 月 日
- 3 支給方法
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

## 備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対し、審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学準備給付金は、所得税、個人住民税その他の公課は課されず、既に給与を受けた進学準備給付金の差押えは禁止されています。

様式第58号の4

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 団

## 進学準備給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 不支給の理由
- 2 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

## 備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対し、審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第58号の5（1）

## 徴収金支払申出書（生活保護法第77条の2関係）

私は、生活保護法第78条の2の規定により、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け第 号の費用徴収決定通知に基づく生活保護法第77条の2の規定による徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

印

総合支庁長 殿

## 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号中ノをオとし、キをノとし、ウをキとし、同号ム中「法」を「法第77条の2第1項又は」に改め、同号ムを同号ウとし、同号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、同号ソ中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レの次に次のように加える。  
ソ 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第2号ニ中「法」を「法第77条の2第1項、」に改める。

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第29号

## 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則（平成20年3月県規則第54号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項第20号中「第78条第1項又は」を「第77条の2第1項又は第78条第1項若しくは」に改め、同条第2項第4号中「保護法」を「保護法第77条の2第1項、」に改める。
- 第3条中「第22条の3」を「第22条の5」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表総合支庁長の項委任事項の欄第2項第1号ネ中「第78条第1項又は」を「第77条の2第1項又は第78条第1項若しくは」に改め、同項第2号ニ中「保護法」を「保護法第77条の2第1項、」に改める。

**告 示**

**山形県告示第237号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 山形農業協同組合  
 代表理事組合長 板垣 平治郎  
 山形市旅籠町一丁目12-35
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                       |     |            | 変更年月日      |
|----------------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                                | 変更後 | 備考         |            |
| 佐竹 浩文<br>上山市宮脇658-2202<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成31年2月28日 |
| 杉沼 忠志<br>山形市大字門伝1073<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |            |            |
| 高橋 広行<br>上山市金生西二丁目2-19<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |            |            |
| 吉田 邦弘<br>山形市大字鯨洗471<br>玄米、小麦、大豆、そば                 | 同 左 |            |            |
| 佐藤 隆一<br>山形市蔵王半郷501-1<br>玄米、小麦、大豆、そば               | 同 左 |            |            |
| 山口 正昭<br>山形市蔵王半郷2339-3<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |            |            |
| 高橋 俊一<br>東村山郡中山町大字土橋82-3<br>玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左 |            |            |
| 大場 一仁<br>上山市権現堂850-1<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |            |            |
| 樋口 彰史<br>山形市薬師町一丁目4-33<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |            |            |
| 古内 拓己<br>山形市深町二丁目3-12 ハイカムールのぞみA101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |

|                                                          |     |  |
|----------------------------------------------------------|-----|--|
| 武田 修<br>山形市漆山3483-58<br>玄米、小麦、大豆、そば                      | 同 左 |  |
| 笹原 宏之<br>山形市大字村木沢40<br>玄米、小麦、大豆、そば                       | 同 左 |  |
| 秋葉 達也<br>上山市朝日台二丁目4-17<br>玄米、小麦、大豆、そば                    | 同 左 |  |
| 土屋 弘之<br>上山市矢来四丁目16-58-8<br>玄米、小麦、大豆、そば                  | 同 左 |  |
| 井上 信一郎<br>上山市久保手3231<br>玄米、小麦、大豆、そば                      | 同 左 |  |
| 結城 直人<br>山形市双葉町二丁目3-4<br>玄米、小麦、大豆、そば                     | 同 左 |  |
| 山川 喜与一<br>東村山郡中山町大字達磨寺107<br>玄米、小麦、大豆、そば                 | 同 左 |  |
| 佐藤 吉之<br>山形市蔵王半郷96-6<br>玄米、小麦、大豆、そば                      |     |  |
| 東海林 賢一<br>山形市大字灰塚137<br>玄米、小麦、大豆、そば                      | 同 左 |  |
| 熊谷 徹<br>山形市成沢西四丁目8-63<br>玄米、小麦、大豆、そば                     | 同 左 |  |
| 屋島 正人<br>山形市印役町三丁目11-12 シャ<br>ルマンロージェ105号<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 秋葉 侑也<br>寒河江市白岩122-16<br>玄米、小麦、大豆、そば                     | 同 左 |  |
| 板坂 和広<br>西村山郡河北町戊46<br>玄米、小麦、大豆、そば                       | 同 左 |  |
| 五十嵐 裕平<br>米沢市直江町4-28<br>玄米、小麦、大豆、そば                      | 同 左 |  |

## 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 折原 敬一  
村山市楯岡北町一丁目1-1

## (2) 届出の内容



| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                     |     |            | 変更年月日                                        |
|--------------------------------------------------|-----|------------|----------------------------------------------|
| 変更前                                              | 変更後 | 備考         |                                              |
| 三宅 善一<br>尾花沢市大字延沢800<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成30年12月4日<br>(斉藤亮に係るもの<br>にあつては同年<br>5月16日) |
| 高嶋 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目19-11<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |                                              |
| 折原 武<br>尾花沢市大字原田38<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば             | 同 左 |            |                                              |
| 有路 拓矢<br>北村山郡大石田町大字大石田甲<br>469<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |                                              |
| 芦野 和弘<br>東根市神町東一丁目10-6-1<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |                                              |
| 大貫 清悦<br>尾花沢市大字高橋364<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |            |                                              |
| 押切 智志<br>東根市神町西五丁目1-27-22<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |                                              |
| 加藤 正人<br>尾花沢市大字丹生1523-3<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |                                              |
| 黒沼 洋昭<br>村山市大字富並4588-18<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |                                              |
| 齋藤 忠晴<br>尾花沢市新町三丁目9-34<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |                                              |
| 後藤 理<br>村山市大字湯野沢1098-8<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |                                              |
| 齊藤 元裕<br>尾花沢市大字正巖555<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |            |                                              |
| 石山 卓也<br>尾花沢市若葉町四丁目7-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |                                              |
| 前田 和弥<br>村山市楯岡新町四丁目8-17<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |                                              |
| 奥山 和直<br>尾花沢市大字寺内1056<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |                                              |

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 加藤 清宏<br>東根市本丸西二丁目5-11-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 村岡 真人<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字下北原101<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 草刈 一人<br>尾花沢市大字六沢184<br>玄米、大豆、そば               | 同 左 |
| 名垣 和俊<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字盾の内86<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 軽部 和敦<br>村山市大字大久保甲179<br>玄米                    | 同 左 |
| 志村 秀弥<br>尾花沢市新町一丁目10-8<br>玄米、大豆、そば             | 同 左 |
| 伊藤 和宏<br>東根市神町北五丁目10-15<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 齋藤 淳哉<br>村山市大字名取1938-1<br>玄米                   | 同 左 |
| 菊地 昌美<br>村山市楯岡二丁目6-13-7<br>玄米、大豆               | 同 左 |
| 星川 功<br>北村山郡大石田町大字駒籠363<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 高橋 浩樹<br>村山市大字大槇342<br>玄米、大豆                   | 同 左 |
| 三浦 弘之<br>尾花沢市大字寺内851-3<br>玄米、大豆、そば             | 同 左 |
| 松田 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目7-30-9<br>玄米、大豆、そば          | 同 左 |
| 吉田 稔<br>尾花沢市禁町四丁目1-34<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |
| 笹原 貴久<br>東根市三日町三丁目4-6-8<br>玄米、大豆、そば            | 同 左 |

|                                                    |                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 加藤 雄二<br>天童市芳賀タウン南四丁目5-10<br>玄米、大豆、そば              | 同 左                                |
| 奥山 康和<br>村山市大字大久保乙326-16<br>玄米、大豆、そば               | 同 左                                |
| 生田 秀治<br>尾花沢市大字下柳渡戸437<br>玄米、大豆、そば                 | 同 左                                |
| 今野 英樹<br>北村山郡大石田町大字海谷1174<br>玄米、大豆、そば              | 同 左                                |
| 高嶋 晃<br>村山市楯岡新町三丁目23-10<br>玄米、大豆、そば                | 同 左                                |
| 尾崎 洋介<br>尾花沢市大字鶴巻田437<br>玄米、そば                     | 尾崎 洋介<br>東根市中央三丁目9-6<br>玄米、そば      |
| 草苺 範明<br>村山市楯岡笛田一丁目5-23<br>玄米、大豆、そば                | 同 左                                |
| 斉藤 亮<br>尾花沢市大字延沢781<br>玄米、大豆、そば                    | 斉藤 亮<br>尾花沢市若葉町三丁目20-3<br>玄米、大豆、そば |
| 高橋 宏平<br>東根市神町南一丁目9-55-103<br>もみ、玄米、大豆、そば          | 同 左                                |
| 柳元 穰<br>尾花沢市大字下柳渡戸35<br>もみ、玄米、大豆、そば                | 同 左                                |
| 星川 雄宇<br>尾花沢市大字芦沢36-4<br>もみ、玄米、大豆、そば               | 同 左                                |
| 阿部 宏也<br>北村山郡大石田町大字横山3189-1<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左                                |
| 大崎 卓也<br>東根市中央四丁目7-13<br>玄米、小麦、大豆、そば               | 同 左                                |
| 大類 啓安<br>新庄市住吉町5-12 スプリング<br>ハイム101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                                |

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 柴田 清志  
寒河江市中央工業団地75
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類               |     |            | 変更年月日      |
|--------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                        | 変更後 | 備考         |            |
| 武田 亮一<br>寒河江市船橋町11-3<br>玄米、小麦、大豆、そば        |     | 国内産農産物に限る。 | 平成31年2月28日 |
| 佐藤 知徳<br>東村山郡中山町大字長崎8043-92<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 山田 和義<br>寒河江市石持町3-16<br>玄米、小麦、大豆、そば        |     |            |            |
| 吉田 一男<br>西村山郡河北町大字吉田84<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |
| 佐々木 和真<br>村山市大字河島乙113-1<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 土田 裕之<br>寒河江市字道生89<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |            |
| 鈴木 啓司<br>西村山郡朝日町大字三中乙248-1<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |            |
| 宮林 清<br>寒河江市新山町66-6<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |            |
| 青木 悟<br>西村山郡河北町西里658<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |
| 山崎 浩<br>寒河江市丸内二丁目3-10<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |            |
| 佐藤 長弥<br>寒河江市南町一丁目2-46<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |
| 半澤 弘典<br>西村山郡河北町西里2706<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |
| 山田 博喜<br>西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 工藤 恭裕<br>寒河江市元町四丁目12-4<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 大泉 敏志<br>寒河江市大字寒河江字古河江29-8<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 軽部 賢太<br>寒河江市字下河原110-10<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 結城 真人<br>西村山郡大江町大字小鉾630-1<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 清野 睦彦<br>寒河江市大字柴橋979-12<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 結城 勇次郎<br>寒河江市大字柴橋858-1<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 菊地 俊<br>寒河江市新山町1-3 ベルソーA101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 飯田 信之<br>西村山郡西川町大字睦合乙68<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 氏家 俊希<br>寒河江市大字高屋77<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 今田 竜乃助<br>西村山郡河北町田井193<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |
| 矢作 慎吾<br>東根市鷺ノ森二丁目1-15<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |
| 和田 孝太<br>西村山郡河北町西里1878<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |
| 丹野 友樹<br>東村山郡中山町大字金沢271-5<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 木村 智史<br>西村山郡西川町水沢91<br>玄米、小麦、大豆、そば        |     |
| 齋藤 俊樹<br>上市市高野258<br>玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社丸公  
代表取締役 柴崎 雅紀  
村山市中央二丁目1-37
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日       |
|------------------------------|-----|------------|-------------|
| 変更前                          | 変更後 | 備考         |             |
| 柴崎 雅紀<br>村山市楯岡晦日町7-16<br>玄米  | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成30年12月31日 |
| 柴崎 賀宣<br>村山市楯岡晦日町4-23<br>玄米  |     |            |             |
| 太田 喜与志<br>村山市大字大淀1<br>玄米     | 同 左 |            |             |
| 大類 明訓<br>尾花沢市大字毒沢819<br>玄米   | 同 左 |            |             |

**山形県告示第238号**

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

42 青刈えん麦の項を次のように改める。

42 削除

**山形県告示第239号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

寒河江都市計画区域、河北都市計画区域、西川都市計画区域、朝日都市計画区域及び大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

**山形県告示第240号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

長井都市計画区域、小国都市計画区域及び白鷹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

**山形県告示第241号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系藤島川
- 2 河川管理施設の名称  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
東田川郡三川町大字土口字小堰1番地先から  
同 大字押切新田字瀧4番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 三川町  
住 所 東田川郡三川町大字横山字西田85番地  
代表者の氏名 三川町長 阿 部 誠
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成31年3月22日以降道路の存続する期間

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第26号**

次に掲げる告示は、廃止する。

平成31年4月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- (1) 昭和47年7月県選挙管理委員会告示第12号（海区漁業調整委員会委員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式）
- (2) 昭和61年8月県選挙管理委員会告示第51号（山形海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙の様式）
- (3) 平成16年6月県選挙管理委員会告示第72号（海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒に押すべき県の選挙管理委員会の印）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成31年8月2日まで縦覧に供する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢  
山形市成沢西一丁目6番17号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 白 石 正   |
| 株式会社ティーワイ開発  | 山形市南一番町11番16号     | 鈴 木 吉 徳 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 真 船 幸 夫 |
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ティーワイ開発  | 山形市南一番町11番16号     | 鈴 木 吉 徳 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 大 高 善 興 |
| 株式会社ツルハ         | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山717番地1        | 柳 井 正   |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |
| 株式会社ユニクロ    | 山口県山口市佐山717番地1          | 柳 井 正   |
| 株式会社ティーワイ開発 | 山形市南一番町11番16号           | 鈴 木 吉 徳 |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項

イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日



- ロ 三菱UFJリース株式会社に係るもの 平成29年6月29日
- (2) 2の(2)に掲げる事項
  - イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
  - ロ 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日
  - ハ 株式会社ユニクロに係るもの 平成17年11月1日
  - ニ 株式会社ティーワイ開発に係るもの 平成19年7月20日

4 届出年月日

平成31年1月9日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において平成31年8月2日まで縦覧に供する。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童芳賀区画整理30街区計画  
天童市芳賀タウン北三丁目11番2号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号  
代表取締役 須藤 芳男

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称            | 所 在 地                |
|----------------|----------------------|
| 天童芳賀区画整理30街区計画 | 天童市芳賀土地区画整理事業地30街区外画 |

(変更後)

| 名 称            | 所 在 地             |
|----------------|-------------------|
| 天童芳賀区画整理30街区計画 | 天童市芳賀タウン北三丁目11番2号 |

4 変更年月日

平成29年11月13日

5 届出年月日

平成31年1月29日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月2日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号  
代表取締役 須藤 芳男
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童芳賀区画整理30街区計画  
天童市芳賀タウン北三丁目11番2号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）1,274平方メートル  
（廃止後）680.19平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成31年3月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分            | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|------------|--------------------|------|-------------------------------|------|---------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|            |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |               | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1           | 3DK  | 55.7                          | 2    | 一般用           | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000                             | 26,600 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同2号        | 同3-2               | 同    | 58.0                          | 1    | 同             | 14,300                  | 16,500                             | 18,900                             | 21,300                             | 24,400                             | 28,100 |                                    |
| 同成田アパート    | 同成田3102-3          | 同    | 58.4                          | 2    | 同             | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,000                             | 28,900 |                                    |
| 同小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同             | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300                             | 25,800 | 単身可                                |
| 同          | 同                  | 同    | 58.0                          | 2    | 同             | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300                             | 25,800 |                                    |
| 同2号        | 同3-8               | 同    | 59.4                          | 3    | 同             | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700 |                                    |
| 同白鷹アパート    | 同白鷹町大字荒砥乙1482-1    | 同    | 55.7                          | 1    | 同             | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500                             | 24,800 | 単身可                                |
| 同          | 同                  | 同    | 55.7                          | 1    | 同             | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500                             | 24,800 |                                    |
| 同あらとアパート1号 | 同725-1             | 同    | 74.4                          | 1    | 同             | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100 |                                    |
| 同2号        | 同                  | 同    | 77.9                          | 1    | 特定目的用(高齢・障害用) | 25,300                  | 29,200                             | 33,400                             | 37,600                             | 43,000                             | 49,600 | 単身可                                |
| 同飯豊アパート    | 同飯豊町大字萩生3893-1     | 同    | 59.4                          | 1    | 一般用           | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,100                             | 28,900 | 単身可                                |
| 同          | 同                  | 同    | 59.4                          | 1    | 同             | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,100                             | 28,900 |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月8日から同月12日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成31年4月12日までの消印のあるものに限り有効とする。

## (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

## 5 入居の時期 平成31年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 平成31年5月13日（月） 午前9時30分

## 2 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台

ロ 除雪グレーダ3.7メートル級（LED車載標識装置付き） 1台

ハ 除雪グレーダ3.7メートル級 1台

ニ 除雪ドーザ14トン級 1台

ホ 除雪ドーザ14トン級（両サイドシャッター付き） 1台

ヘ 除雪ドーザ14トン級（油圧式カプラ付き） 1台

ト 除雪ドーザ11トン級 1台

チ 小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 1台

リ 小形除雪車1.3メートル級 1台

ヌ 小形除雪車1.0メートル級（ステップランプ付き） 3台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成31年11月22日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法(1)のイからヌまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なメンテナンスを行う体制があることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからヌまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1

② 3.7meter Snow Removal Motor Grader (LED Display Board Vehicle) Quantity: 1

③ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1

④ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1

⑤ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 1

⑥ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Hydraulic Coupler Systems) Quantity: 1

⑦ 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1

⑧ 1.3meter Compact Snow Remover (Disk Mower Device) Quantity: 1

⑨ 1.3meter Compact Snow Remover Quantity: 1

⑩ 1.0meter Compact Snow Remover (Foot Light) Quantity: 3

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. May 13, 2019

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau,

Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、空港用化学消防車（10000立級）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 空港用化学消防車（10000立級） 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年12月28日（月）
- (4) 納入場所 酒田市浜中字村東30番地の3 庄内空港
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport chemical fire engine (10000 liter class)  
: 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. May 13, 2019

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau,  
Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線光電子分光分析装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 X線光電子分光分析装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成32年3月31日（火）

(4) 納入場所 山形市松波二丁目2番1号 山形県工業技術センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を



もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray photoelectron spectrometer: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 13, 2019
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電磁環境両立性測定システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後2時20分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 電磁環境両立性測定システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年3月31日（火）
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electromagnetic compatibility measuring system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:20 P.M. May 13, 2019
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、マイクロフォーカスX線CTシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後2時40分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 マイクロフォーカスX線CTシステム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年3月31日（火）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するもの

として作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Micro-focus X-ray CT system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:40 P.M. May 13, 2019
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子プローブマイクロアナライザーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 電子プローブマイクロアナライザー 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年3月31日（火）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electron probe micro-analyzer: 1 set

(2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. May 13, 2019

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超高精度三次元測定機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年5月13日（月） 午後3時20分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 超高精度三次元測定機 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年3月31日（火）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月23日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Ultra-high-precision three-dimensional measuring machines: 1 set

(2) Time-limit for tender: 3:20 P.M. May 13, 2019

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2724

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年4月2日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係 鶴岡市茅原草見鶴51番地1
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社セロン東北 山形市久保田一丁目8番28号
- 5 落札金額 76,657,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成31年1月11日

正 誤

|            |            |     |      |    |             |
|------------|------------|-----|------|----|-------------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤  | 正           |
| 平成28. 4. 1 | 第2735号     | 459 | 下から4 | ハ中 | 中ニをホとし、同号ハ中 |